

# 2月1日(月)は市県民税第4期の納期限です

## 市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	6月30日	6月1日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月25日	11月2日	
<b>第4期</b>		2月29日	<b>2月1日</b>	

～納税に困っている方は、早めにご相談を～

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

## どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの？

### ①納期限を過ぎる＝滞納の発生

納期限が過ぎました。でも納期限をうっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。

### ②督促状の発送

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。

### ③差押

最短で納期限から約1カ月で差し押さえられる可能性があります！

滞納者への徴収強化の取組として、**自動車差押(タイヤロック方式)**を実施しています。

**対象者** 再三の催告にも応じない、市税または国民健康保険税を滞納している個人および法人  
**実施内容**

従来の不動産や預貯金・給与等の差し押さえに加え、自動車等の差し押えに着手します。なお、差し押えた自動車等は運行・使用させないための措置としてタイヤロックを装着し滞納者等に保管命令を行います。その後納税されないときは引き揚げて公売することとなります。※「自動車等」とは、自動車、軽自動車、オートバイなどを指します。

タイヤロックを装着した自動車等を隠べい、損壊等した場合、**地方税法第332条(滞納処分の罪)、刑法第96条(封印等破棄の罪)、刑法第252条第2項(横領の罪)**により、処罰されることがあります。



問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～256

# 20歳がスタート！国民年金

20歳になったら国民年金に加入しましょう。

★日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、保険料を納める制度です。

★**老齢基礎年金**の給付は、原則65歳から生涯にわたって保障されます(納付・免除等を合算して25年以上の資格期間が必要)。

★病気や事故で障害が残ったときに受け取る**障害基礎年金**、亡くなったときに遺族が受け取れる**遺族基礎年金**があります(受給要件あり)。

保険料を納めることが困難な場合は、ご相談ください！ ※①・②ともに所得制限あり

① 所得が少ない場合には「免除制度」「若年者納付猶予制度」があります。

② 学生には「学生納付特例制度」があります。

※申請し、承認されると…老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されます。



問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線114・117